号)

農業経営収入保険に係る保険料標準率等を定める件 (平成三十年六月八日農林水産省告示第千二百八十七

農業保 険法 (昭 和二十二年法律第百 八十五号) 第百 八十条第三項、 農業保険法施行令 (平成二十九年政令

第二百六十三号) 第四十三条第四項及び農業保険法施 行規則 (平成二十九年農林水産省令第六十三号) 第二

百 匹 十七 条第二項 の規定に基づき、 農業経営収入保険に係る保険料標準率、 通常標準被害率及び再保険 料 基

礎率を次のように定める。

1 農業保険法 (以 下 法」 という。 第百八十条第二 項の 保険 料 標準率 は、 次の 表 の上欄に 掲げる保険 限

度額区分等 (農業保険法施行規則 (以下「規則」という。) 第二百四十六条第一 項に規定する保険限 度額

区分等をい う。 以 下同 ľ に応じ、 同 表 の下欄 に掲げる率とする。

法 保険 第 限 百 度 七 額 + 区 九 分等 条第 項 0 規則第百

七

十 五

一条第-

十項

 \hat{O}

保険料標準率

保険限度額の同条第二項	規定により保険期間中の農	
の基準収入金額に対する	業収入金額として申し出た	
割合	金額の基準収入金額に対す	
	る割合	
百分の八十		二・一五九パーセント
	百分の五十	一・九五六パーセント
	百分の六十	一・七二八パーセント
	百分の七十	一・二三一パーセント
百分の七十八		一・九〇六パーセント
	百分の五十	一・六九三パーセント
	百分の六十	一・四五九パーセント

	百分の七十	○・九四四パーセント
百分の七十五		一・五八三パーセント
	百分の五十	一・三五九パーセント
	百分の六十	一・一一三パーセント
	百分の七十	〇・五六六パーセント
百分の七十		一・一七三パーセント
	百分の五十	〇・九二七パーセント
	百分の六十	〇・六五九パーセント
百分の六十		〇・六七〇パーセント
	百分の五十	〇・三七〇パーセント
百分の五十		〇・四二四パーセント
2 農業保険法施行令第四十	農業保険法施行令第四十三条第一項及び第二項の通常標準被害率	常標準被害率は、次の表の上欄に掲げる保険限度額
区分等に応じ、同表の下欄	同表の下欄に掲げる率とする。	

保険限度額区分等		通常標準被害率
法第百七十九条第一項の	規則第百七十五条第十項の	
保険限度額の同条第二項	規定により保険期間中の農	
の基準収入金額に対する	業収入金額として申し出た	
割合	金額の基準収入金額に対す	
	る割合	
百分の八十		二・一回〇ペーセント
	百分の五十	一・九三九パーセント
	百分の六十	1・屮一川ペーセント
	百分の七十	・
百分の七十八		一・八八八パーセント

	百分の五十	一・六七八パーセント
	百分の六十	一・回四六パーセント
	百分の七十	〇・九三六パーセント
百分の七十五		一・五六九パーセント
	百分の五十	一・三四六パーセント
	百分の六十	一・一〇三パーセント
	百分の七十	〇・五六〇パーセント
百分の七十		一・一六二パーセント
	百分の五十	〇・九一九パーセント
	百分の六十	〇・六五三パーセント
百分の六十		〇・六六三パーセント
	百分の五十	〇・三六六パーセント
百分の五十		〇・四二〇パーセント

3 規則第二百四十七条第二項の再保険料基礎率は、 次の表の上欄に掲げる保険限度額区分等に応じ、

同表

の下欄に掲げる率とする。

保険限度額区分等		再保険料基礎率
法第百七十九条第一項の	規則第百七十五条第十項の	
保険限度額の同条第二項	規定により保険期間中の農	
の基準収入金額に対する	業収入金額として申し出た	
割合	金額の基準収入金額に対す	
	る割合	
百分の八十		〇・一三九パーセント
	百分の五十	〇・一五七パーセント
	百分の六十	〇・一四八パーセント

	百分の七十	○・一一一パーセント
百分の七十八		〇・一一二パーセント
	百分の五十	〇・一二九パーセント
	百分の六十	〇・一二二パーセント
	百分の七十	〇・〇八三パーセント
百分の七十五		〇・〇八四パーセント
	百分の五十	〇・〇九三パーセント
	百分の六十	〇・〇八四パーセント
	百分の七十	〇・〇四四パーセント
百分の七十		〇・〇七六パーセント
	百分の五十	〇・〇五九パーセント
	百分の六十	〇・〇四九パーセント
百分の六十		〇・〇六四パーセント

百 分の 五 + 百分の五十 〇・〇三〇パーセント ○五六パ 1 セント

附則

この告示は、公布の日から施行する。

附一則(令和元年九月三十日農林水産省告示第九百五十三号)

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 この告示による改正後の平成三十年六月八日農林水産省告示第千二百八十七号の規定は、 令和二年一月

日以後に保険 期 間が開始する農業経営収入保険 の保 <u>険</u> .関係及び当該保険関係に係る再保険 関 係 から 適 用

するものとし、 同 日前 に保 険 期間 が開始する農業経営収入保険の保険関係及び当該保険関係に係る再保険

関係については、なお従前の例による。